

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する
法律第 35 条に基づく連携協力体制について

1 根拠法等について

(1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「法」という。）第 35 条では、市町村における連携協力体制の整備について以下のとおり規定されている。

<法抜粋>

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(2) 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（厚生労働省マニュアル）

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（平成 24 年 10 月厚生労働省発出。以下、「マニュアル」という。）」において、以下のネットワークを整備することとされている。

<マニュアル抜粋>

① 虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク

地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等からなる地域の見守りネットワーク

② サービス事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク

障害福祉サービス事業者や相談支援事業者など虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワーク

③ 専門機関による介入支援ネットワーク

警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体など専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワーク

2 ネットワークの構築について

城陽市障がい者虐待防止対策事業業務（市内相談支援事業所に委託）の実施や、城陽市障がい者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）、京都府虐待防止センターと連携し、上記ネットワークを構築済み。

3 協議会の活用について

(1) ネットワーク機能の付与について

城陽市執行機関執行機関等の附属機関の設置等に関する条例第2条の別表において、協議会が担任する事務は「障がい福祉の計画や増進等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。」と定めている。

障がい者虐待防止に関することは、障がい福祉の増進等に関することである。

また、協議会において、本市障がい者虐待防止等の協議を行い、関係者が情報共有等を行うことで、既存の障がい者虐待防止に係るネットワークを強化することにつながる。

よって、協議会にネットワーク機能を付与（平成30年度より）し、以下の内容について協議を行う。

なお、虐待案件（障がい者虐待として本市が認定した案件。平成24年度より、在宅生活する障がい者の虐待認定案件は1件。）が発生した場合のみ協議を行う。

（協議内容）

- ・ 障がい者虐待の防止に係る関係機関等の連携並びに意見及び情報に関すること。
- ・ 障がい者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策に関すること。

(2) 構成員について

虐待案件が発生した場合は、専門的な見識が求められることが想定されるため、城陽市障がい者自立支援協議会規則第5条により、必要に応じて委員以外の者として関係者の出席を求める。

なお、マニュアルにおいては、専門機関による介入支援ネットワークとして、警察や権利擁護団体を挙げており、類似する高齢者虐待に係る会議においても、警察及び権利擁護団体が参画していることから、本協議会においても、必要に応じて、臨時委員として、城陽警察署、城南人権擁護委員会の出席を求める。

4 平成30年度の障がい者虐待に係る本市状況について

平成30年度は、擁護者による障がい者虐待の通報が1件、使用者による障がい者虐待の通報が1件ありました。

擁護者による障がい者虐待通報の内容としては、障がい者本人が遊戯で金銭を失い、擁護者（父）に金銭を無心したところ、口論になり、その際に養護者（父）が障がい者の腹部に包丁の矢先を突きつけ接触したものです。障がい者本人が警察に通報し、警察署で親子で話し合い、和解になりました。警察より本市に情報提供があり、本市で京都府にも意見を伺い、包丁を突きつけるという脅しによって精神的な苦痛を与えた

と判断し、心理的虐待に該当すると認定しました。擁護者には、擁護者の行為は障がい者虐待に該当するということを伝えるとともに、障がい者本人が利用できる障害福祉サービスの説明や相談支援事業所の紹介をしました。

使用者による障がい者虐待については、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、速やかに京都府に報告しました。京都労働局より虐待は無と判断したと通知がありました。